

平成25年度事業計画

当財団の設立趣旨及びセンターの設置目的に基づき、とちぎ男女共同参画センター（南館）の管理運営を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向けた各種事業を実施する。

事業名		事業内容	備考
I 公益目的事業		男女共同参画に関する各種事業及び県民の自主的かつ主体的な活動の支援等を行い、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指す事業	
	1 情報収集提供事業	男女共同参画社会の実現に向けて、情報を幅広く収集し、利用者に提供する。 (1) 情報ライブラリーの運営 男女共同参画に関する専門図書その他、一般図書、行政資料、雑誌、視聴覚資料等を幅広く収集し、情報ライブラリーにおいて広く県民に貸し出す。また、県民からの専門情報の問合せ等に対応する。 (2) 情報誌の発行 男女共同参画を推進するための情報誌「パルティ」を発行する。 (3) 講座案内等による広報 男女共同参画に関する講座案内を作成し、関係機関等に配布して講座等への参加を促す。また、新聞等により当センターの事業を広く県民に広報し、男女共同参画に関する学習機会を提供する。	
	2 調査研究事業	男女共同参画に関する調査研究を行い、諸問題の解決に向けて取り組むための事業等の基礎とする。	
	3 相談支援事業	男女共同参画に関する各種事業を行う団体や県民からの相談等に応じ、その自主的かつ主体的な活動を支援する。 (1) 相談助言・活動支援事業 県内市町や団体・個人等、男女共同参画を推進する上での多様な相談に対応し、その活動を支援する。	

		(2) 女性相談支援事業 女性を取り巻く様々な問題や悩みに気づき、男女共同参画の視点から問題を解決し自立に向かうための学習・グループ相談の機会を提供する。 ・ 女性のための自尊感情回復トレーニング（平日3日間）	
4	啓発・学習・研修事業	男女共同参画についての理解と関心を深め、性別にとらわれず自分らしく生きるとともに、男女共同参画社会の実現を積極的に推進するための学習機会を提供する。 (1) 社会参加支援事業 県民の社会参加を促進するため、就業や自主的活動に必要な知識と技能を習得するための学習機会を提供する。 (ア) 再チャレンジ支援事業 ・ 産後の心と体のセルフケア＜6月コース＞ ・ 産後の心と体のセルフケア＜9月コース＞ ・ 産後の心と体のセルフケア＜12月コース＞ ・ 女性のための「もう一度働きたい！」心の準備セミナー ・ 女性のためのファイナンシャル・プランニング技能検定3級試験準備講座 ・ パソコン講座 入門編 ～ゆっくりデビュー～ ・ パソコン講座 ～エクセル・ワード基礎編～＜午前コース＞ ・ パソコン講座 ～エクセル・ワード基礎編～＜午後コース＞ ・ パソコン講座 MOS検定エクセル受験対策講座 (イ) キャリアアップ支援事業 ・ アサーティブ・トレーニング講座 ・ 仕事に役立つパソコン講座 ～パワーポイント～ ・ 仕事に役立つパソコン講座 ～エクセル活用術～ (2) 自主活動支援事業	

		生きがいや潤いのある生活の実現と男女共同参画社会づくりに向けた県民の自主的活動の実践に必要な学習機会を提供する。 ・ 男の生活工房 ・ よしこSUNのカラダほぐし・ココロほぐし ・ バランスアップ 自力整体 ・ フェスタ in パルティの実施 パルティ利用の団体等による自主事業を中心に、活動成果の展示や発表、ワークショップ、手作り品の展示・販売等を通して、男女共同参画の理解促進と意識の高揚を図る。 (3) 重点項目推進事業 男女共同参画社会づくりを積極的に推進するため、その時々 の喫緊の課題に対し、柔軟に、重点的に取り組む事業を実施する。 (ア) ワークライフバランス推進事業 ・ 少子高齢社会とワークライフバランス（職員による出張セミナー） (イ) ポジティブ・アクション推進事業 ・ パルティキャリア塾 職場で活かす！頭と心の「超」整理術 (ウ) 暴力未然防止事業 ・ S P A (Safer Peaceful Action) ・ 非暴力プログラム講座 (エ) 社会起業家養成事業 ・ 社会起業家チャレンジセミナー (オ) キャリア形成支援事業 ・ 学生のためのキャリア形成支援講座（職員による出張セミナー、随時） (4) 出張セミナー 男女共同参画に関する正しい知識と理解を深める学習機会の充実を図るため、学校、市町等に講師を派遣し講座等を実施する。	
--	--	--	--

		(5) 一時保育事業 財団主催事業において、子育て中の親の参加を促進するため、事業開催時に参加者の子どもの一時保育を行う。	
	5 男女共同参画活動拠点施設の管理運営事業	男女共同参画社会の実現に向けた県民の活動拠点施設「パルティとちぎ男女共同参画センター（以下「センター」という。）」の維持・管理運営を行う。 (1) 施設利用貸出 男女共同参画推進団体の公益活動及び個人・団体の交流を推進・支援するため、男女共同参画社会の実現と発展に関する事業に対して研修室、会議室等の貸出しを行う。 (2) フェスタ in パルティの実施（再掲） センターの利用促進と、男女共同参画推進団体の活動の発表の場として、性別・年齢・地域等の枠を超えた連携・交流を図り、広く県民が集い交流を深めることを目的に、フェスタ in パルティを実施する。 (3) 交流サロン会議の実施 性別、年齢、地域等の枠を越えて連携し、交流を図るため、交流サロン会議を実施し、個人やグループのネットワークづくりを支援する。 (4) 一時保育支援事業 男女共同参画社会の実現を目指した事業等をセンターにおいて実施する場合、その団体等に対し、一時保育等に係る経費相当額を支援する。	
	6 その他必要な事業	男女共同参画社会の実現に向けて、その他必要な事業を行う。	
II 収益事業		公益目的以外の施設を貸与する事業、自動販売機の設置を行う。これらの事業で得た収益は、公益目的事業である男女共同参画推進事業の財源とする。	